

平成24年12月1日

事業主殿

松原商工会議所  
会頭 川西 修

### 平成24年度松原商工会議所優良商工従業員表彰 被表彰者推薦のお願いについて

秋涼の候 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会議所の運営に格別のご支援ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの従業員表彰を来たる2月7日(木)松原商工会議所5階ホールに於いて、「松原商工会議所優良商工従業員表彰規程」に基づき従業員表彰を実施しますので、貴事業所においてこの規程に該当される従業員がおられましたら、別紙添付の「被表彰者推薦書」に記入のうえ1月11日(金)までに当会議所に推薦をお願いします。

なお、推薦の人員は3名まで結構ですが、2名以上になる場合は「推薦書」の⑪「推薦順位」欄に順位を記入して下さい。また、被表彰者1名につき3,000円の経費の負担をお願いします。

なお、経費の負担は当会議所から従業員の方に贈呈する記念品の一部に充当させていただきます。

※ご記入頂いた情報は、商工会議所優良商工従業員表彰の審査、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、社名・個人名等については、会報、ホームページ等で公開することがあります。

### 松原商工会議所優良商工従業員表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、永年勤続し、成績優秀な商工従業員に対し、その労に報い、これを激励するとともに、能率の増進、勤労意欲の高揚をはかり、管内商工業の振興発展に寄与することを目的とする。

(被表彰者の資格)

第2条 優良商工従業員とは、本所会員である企業、商店及び団体（以下企業という。）に勤務するパートナー〔従業員、従業員に準ずる者及び家族従業員（事業主の配偶者を除く。）〕のうち、勤続年数5年以上のもので、次に掲げる(1)～(3)のいずれかに該当するものをいう。

但し、本表彰を過去に受けたものを除く。

(1) 勤務成績が優秀で他の模範となるもの

(2) 企業の発展に寄与したもの

(3) その他、他の模範となる行いのあったもの

(4) 勤続年数の計算は推薦しようとする年の8月末日を終期として計算する。

(推薦の方法及び被表彰者の決定)

第3条 事業主から別に定める推薦書に基づく推薦により「優良商工従業員表彰審査委員会」（以下「委員会」という）の審議を経て会頭がこれを決定する。

但し、推薦は、1企業について毎年3名以内とする。

(委員会の構成)

第4条 「委員会」は副会頭、運営委員会の委員及び監事をもってこれにあてる。

(表彰)

第5条 表彰は会頭より表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰月)

第6条 表彰は毎年1回実施する。

(被表彰者数)

第7条 被表彰者は毎年おおむね200名とする。

(表彰実施要領)

第8条 表彰実施についての具体的要領についてはそのつど別に定める。